

グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）を適用する場合

| | |
|--|---|
| <p>本ケースの場合の業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛形</p> | <p>業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛形</p> |
| <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（委託業務の実施）</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。</p> <p>業務委託契約約款</p> <p>業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p><u>グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（委託業務の実施）</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。</p> <p>業務委託契約約款</p> <p>業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> |